

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名稱	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由 (随意契約理由番号)</u>	WTO
1	舞洲スラッジセンター3階 クレーン制御室系統外空気 調和機修繕	設備修繕	ヤンマーエネル ギーシステム(株)	1,556,500	10月1日	2号	G 3	—
2	黒崎町公園(ほか4公園) ランコ修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,295,800	10月1日	2号	G 3	—
3	八幡屋公園事務所屋根 等修繕(緊急)	建物修繕	(有)丸永建設	1,996,104	10月10日	5号	G17	—
4	駐車場共通回数券(ほか 2点 (その2) 印刷	08特殊印刷	アマノ株式会社	1,570,800	10月29日	2号	G 3	—
5	道頓堀川監視装置修繕 (緊急)	設備修繕	(株)ジェイレック	1,320,000	10月2日	2号及び5号	G 3 及び G 2 3	—
6	津守工営所分室トイレ用 給水管修繕 (緊急)	設備修繕	(株)モリテック	1,431,760	10月21日	5号	G 2 3	—
7	天王寺動物園サイ含他3 箇所排水ポンプ等修繕	設備修繕	(株)荏原製作所	1,996,500	11月14日	2号	G 3	—
8	八幡屋公園事務所倉庫棟 シャッター修繕	設備修繕	東洋シヤッター (株)	1,540,000	11月21日	2号	G 3	—
9	舞洲スラッジセンターレ クチャールーム放送設備 修繕	設備修繕	(株)きんでん	1,969,000	11月28日	2号	G 3	—
10	金塚ふれあい西公園遊 具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,661,000	12月5日	2号	G 3	—

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名稱	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	新高中央公園ほか9公園スイング遊具等修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,719,300	12月17日	2号	G 2 3	—
12	南港公園ほか6公園遊具修繕	設備修繕	(株)ニシオカ	1,553,200	12月17日	2号	G 2 3	—
13	加島駅前公園ほか6公園複合遊具等修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,917,300	12月17日	2号	G 2 3	—
14	十三公園事務所車両用門扉等修繕(緊急)	設備修繕	古瀬建設工業(株)	1,991,000	12月2日	5号	G 2 3	—
15	船着場案内サイン表示装置修繕	設備修繕	(株)ミライト・テクノロジーズ	1,571,900	11月21日	2号	G 3	—
16	令和元年度複合型ガス濃度測定器(道路・河川管理用)修繕	設備修繕	新コスモス電機(株)	1,305,315	11月28日	2号	G 3	—
17	舞洲スラッジセンター地下1階室内排水ポンプNo.3修繕	設備修繕	(株)鶴見製作所	1,320,000	12月6日	2号	G 3	—
18	湊町リバーブレイス水位計修繕(緊急)	設備修繕	J F E アドバンテック(株)	1,930,500	12月23日	2号及び5号	G 3 及び G 2 3	—
19	南港中央公園給水官漏水(その4)修繕(緊急)	設備修繕	中央設備(株)	1,395,020	12月25日	5号	G 2 3	—
20	活マウスほか15点下半期概算買入	60食糧品	満潮鮮魚 奥野義彦	1,792,835	10月1日	8号(特名)	動物飼料でかかすことができないため唯一履行実績のある者と契約	—

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名稱	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	青草ほか2点下半期概算 買入	60食糧品	有限会社クローバーリーフ	10,016,600	10月1日	8号(特名)	動物飼料でかかすことができないため唯一履行実績のある者と契約	—

随意契約理由書

1 修繕名称

舞洲スラッジセンター3階クレーン制御室系統外空気調和機修繕

2 契約相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの3階クレーン制御室系統の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であるが、空気調和機のコンプレッサが長時間運転により、クラッチが損傷し運転できない状態である。3階クレーン制御室の冷却が行えないと、ケーキ搬出機制御盤等が損傷する恐れがあり、汚泥溶融炉設備の運転に支障を来すため修繕する必要がある。

また、4階系統空気調和機においても、長時間運転により、基板が損傷し、エンジンが起動不能となり、適切な室温調整及び空気循環を行うことができないことから修繕する必要がある。

本設備は、ヤンマーエネルギーシステム(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、部品取替も同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる製作会社であるヤンマーエネルギーシステム(株)に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

随意契約理由書

1 修繕名称

黒崎町公園ほか4公園ブランコ修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 隨意契約理由

本件は、黒崎町公園、野崎公園、鷺洲上公園、海老江公園及び西九条上公園に設置しているブランコの鎖部分及び着座部が経年劣化により摩耗損傷しており、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

扇町公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

八幡屋公園事務所屋根修繕（緊急）

2 契約の相手方

有限会社 丸永建設

3 隨意契約理由

本修繕は、台風17号の影響により、八幡屋公園事務所の屋根が破損したものである。

今般、八幡屋公園事務所の屋根が破損し、このまま状態では、雨漏りにより建物内部にある空調機や照明器具等の電気設備に被害が及ぶことから、早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築での登録を有し、かつ部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか2点（その2）印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 調整課

隨 意 契 約 依 頼 書

1. 修繕名称

道頓堀川監視装置修繕（緊急）

2. 契約相手方

(株) ジエイレック

3. 隨意契約理由

今回修繕する道頓堀川監視装置は、道頓堀川水辺に有る遊歩道を監視する装置であり、施設の使用状況や降雨時の水位状態を監視する装置であるが、監視カメラおよび録画装置が故障し監視できない状態となった為、構成部品を取り替えるものである。

映像が監視できないと台風やゲリラ豪雨等の影響により水位が上昇した時に、市民が立ち入らない様に注意喚起や立入禁止等の措置が迅速に行えず、遊歩道利用者の安全が確保できない為、早急な修繕が必要である。

本設備は上記業者が設計製作した設備であり、機能の回復ならびに修繕後の性能を維持させるためには、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が密接不可分であり、総合的な技術ならびに蓄積された経験が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社には施工させられず、かつ修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号および 5 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

津守工営所分室トイレ用給水管修繕（緊急）

2 契約の相手方

株式会社モリテック

3 隨意契約理由

本件は、津守工営所分室のトイレに引き込んでいる給水管が詰まったことによりトイレが使用できないために修繕を行うものである。

津守工営所分室の小便器・大便器の洗浄水が使用できないため、職員や来庁する市民に多大な影響があることから、早急に修繕を行う必要があり上記業者に随意契約を依頼するものである。

なお、業者選定にあたっては、給排水にて本市入札参加資格登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所管理課

随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物園サイ舍他 3 箇所排水ポンプ等修繕

2 契約相手方

株式会社荏原製作所

3 隨意契約理由

本件は、天王寺動物園サイ舍他 3 か所に設置された排水ポンプ及び爬虫類生態館加圧給水ポンプの修繕である。

現在、排水ポンプ及び給水加圧ポンプの劣化等により十分な排水量及び送水量を維持できていない状況である。このまま放置すると、排水及び送水が停止する恐れがあることから、修繕をする必要がある。

本排水ポンプ等は株式会社荏原製作所が設計製作したものであり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから製作会社である株式会社荏原製作所に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所（管理課）